平成２１年（フ）第３３２号
鳥取県鳥取市南安長１丁目23番18号
債務者　下山　幸人
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３３号
鳥取県鳥取市南安長１丁目23番18号
債務者　下山　幾子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９３号
鳥取県鳥取市賀露町北４丁目24番12号
債務者　坂本未有希
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９９号
鳥取県鳥取市雲山296番地10　アーバンツインピア2103号、旧住所鳥取県鳥取市青谷町吉川94番地８
債務者　中島佐知子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０３号
鳥取県鳥取市行徳２丁目611番地８、旧住所鳥取県鳥取市興南町61番地１　林マンション11号
債務者　西村　紀子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７５号
鳥取県米子市上福原1329番地60
債務者　松本　　博
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第８２号
鳥取県米子市富益町4477番地11
債務者　大谷　竜治
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第５８号
広島県尾道市吉浦町８番24号
債務者　石鎚　弘信
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
山口県下関市長府浜浦町21番８号
債務者　林　　征勝
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
山口県下関市長府浜浦町21番８号
債務者　林　三枝子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
山口県下関市山の田北町２番12―504号　県営住宅稗田団地
債務者　牧野ミヤ子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
山口県下関市豊北町大字阿川608番地２
債務者　二井山裕彦
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第９号
徳島県海部郡牟岐町大字河内1190番地
債務者　西沢　光秀
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１１号
徳島県阿南市新野町南宮ノ久保42番地１
債務者　吉田　和昭
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１２号
徳島県阿南市見能林町林崎113番地２
債務者　大谷　佳吾
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１３号
徳島県阿南市見能林町林崎113番地２
債務者　大谷　貴代
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１６号
徳島県阿南市阿瀬比町中村42番地、住民票上の住所徳島県阿南市阿瀬比町日開谷142番地
債務者　岩佐　一法
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで　徳島地方裁判所阿南支部